

マンション・団地（共同住宅）で安心して普通に暮らせるように

～障害者グループホーム裁判に対する声明～

2022年3月7日

障害のある人と援助者でつくる

日本グループホーム学会

代表 荒井 隆一

2022年1月20日大阪地裁判決において、大阪市内のマンションの住戸を利用して障害者総合支援法に基づく共同生活援助（障害者グループホーム）事業を行う法人に対し、その継続を認めない判決が出された。この判決において、障害者グループホームが、管理組合規約に定める住宅としての使用であると認められなかったことは重大な誤りである。また、障害者グループホームが共同住宅内にあることによって生じる消防法上の義務を果たすことが、住民の共同の利益を損なう恐れがあると判断されたことは不当である。

このことについて、障害のある人達がそれぞれの望む場所で安心して暮らすことを推進する立場から、以下のとおり、強く反対の意思を表明する。

1) 消防法上の特定防火対象物であっても、生活の本拠であり住宅である

原告である管理組合の規約には、消防法規制が増す特定防火対象物は住宅ではなく、そのような使用はしてはならないと定められている。しかし、消防法関係法規における特定防火対象物とはその建物の利用者の自力避難の困難性に着目したものであって、住宅かどうかを定義しているものではない。つまり「特定防火対象物であるかどうか」を「住宅であるかどうか」の判断に用いることは、不適切なのである。障害者グループホームが営まれる場合は障害者総合支援法における「住居」であることから、この管理規約には誤った解釈に基づく規定があると言える。

判決は、「利用者の生活の本拠として本件各住戸を利用している」ことは認めているが、「住宅として使用している」と認めるためには管理規約で予定された管理の範囲内であることが必要だとした。誤った解釈に基づく管理規約を追認する結果となっており、断じて認められない。

2) 管理組合の負担増を理由として障害のある人の居住の自由を制限することは不当

判決は、消防法における特定防火対象物とされている障害者グループホームがマンション内にあることで消防法規制が増すことについて、管理組合の負担増であり、それは他の居住者の不利益であって軽視することはできないから、グループホームとしての使用は認められないとした。

しかし、そもそも火災時の避難の容易さや困難さは人それぞれであり、それは特定防火対象物とされない住宅に暮らしている人であっても、高齢者や幼児だけでなく、当然様々である。障害のある人もそのような一人の市民であると見なすのであれば、その人が安心して生きるために必要なことやこの社会で課されているルール（ここでは消防法規制）を、共同住宅に共に暮らす住民が分け合う余地を残さずに「不利益」と断定した判決を容認することはできない。

障害者権利条約及び障害者基本法において、合理的配慮を行わないことは差別だとされている。合理的配慮は、障害のある人が障害のない人と等しく社会に参加するために必要な対応であり、それには自ずと変更や調整が必要になる。これまでの障害のある人を居ないものとしてきた社会の在り方は変更や調整が必須なのであり、それを負担というのであれば、その負担をこの社会の構成員全てが負う必要がある。障害のある人をこの社会の一員として、これからの社会、地域を創っていく方向性を重視すべきである。

3) 費用負担の責任は公が負うべき

判決では、障害者グループホームが本マンション住戸を使用することで新たに発生する防火対象物点検と報告に関して管理組合が負う手間と費用について、管理規約に定める管理の範囲外だとした。その手間については、共同住宅コミュニティの構成員同士として、分かち合うことが必要である。

しかし一方で費用負担については、障害者グループホーム運営法人もしくは管理組合などの当事者のみが負わねばならないとしたら、障害のある人が障害のない人と同程度に自由に居住地を選ぶための選択肢は増えるはずはなく、今以上に減っていくと思われる。運営法人や管理組合の規模等によって制約が出てくるに違いない。消防法規制によって発生する負担が、障害のある人の普通の暮らしの保障のために必要な費用であるならば、それを支援法人に負わせるのではなく、共同住宅の管理組合だけに負わせるのではなく、この国の構成員全ての人が拠出して預けている公金（税）によって賄うべきである。そうすることで、一部の人が感じるかもしれない「負担感」によって障害のある人の居住地が制限される危険性を回避することができる。

4) 消防法における特定防火対象物に特定の利用者の住居を含める間違いを是正すべき

先に指摘した管理組合規約の瑕疵は、そもそも消防法上の特定防火対象物という概念の曖昧さによって生じていると思われる。第一に、飲食店や旅館等も含まれる不特定多数の者が利用する性質の建物と、火災発生時の避難が難しいであろう人が利用する建物、その両方を一つの括りで特定防火対象物としている分かりにくさがある。加えて、本件のような3名で一つの住戸を利用するような障害者グループホームも病院や特別養護老人ホームなどと並列に扱うという大括な概念である。

このような扱いは、特定の利用者が居住する障害者グループホームが住居であるという

理解をゆがめるものであり、即時に見直される必要がある。

障害のある人が地域社会から排除されず、望む場所で安心して生活するためには、建物の安全性を高めることも重要だが、それだけを推し進めると、特別な建物で特別な場所で暮らさねばならないということになりかねない。

障害者グループホームは、住まいとしての建物であると同時にソフトとしての地域での暮らしの支援でもある。そこには一人一人の「生活」がある。入居者の暮らしの安全性を高めるために、防火訓練や避難訓練を行い、緊急時の支援体制を備える等の努力も可能であり、鋭意取り組まれている。消防法、建築基準法、障害者総合支援法等、関係する法律が相互に補い合いながら柔軟に、障害のある人の地域社会における「生活」を守っていくためには、部分的な対応や柔軟性のない規制では限界があり、弊害が生じる。共生社会の具現化のために、今後、関連行政間で目的を共有し、連携した取り組みが進むことを強く希望する。